

令和3年7月1日

松戸市立小中学校保護者 様

松戸市教育委員会

7月12日以降の「宿泊を伴う行事」等に係る対応の変更について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

これまで本市においては新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が発出された場合は、その期間の宿泊行事等については延期、中止、または計画の変更を行っておりましたが、このたび千葉県教育委員会より、その実施について検討するよう依頼がありました。

つきましては、標記の件について、児童生徒の安全への配慮と実施の留意点を踏まえ、下記のとおり対応を変更いたしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じることもありますので、よろしくお願いいたします。

記

1 基本的な対応

- (1) 「緊急事態宣言」が発源地（千葉県）、目的地（都道府県）のいずれかに発出されている場合は、延期、中止、または計画の変更を行います。
- (2) 「まん延防止等重点措置」が発源地（松戸市）、目的地（市区町村）のいずれか、もしくは両方に発出されている場合であっても、市教育委員会と学校が協議をし、旅行の留意点を十分踏まえ、感染防止対策を講じた上で実施も可とします。

2 旅行の留意点

- (1) 学校は修学旅行、林間学園、校外学習等を実施する際は、保護者向け文書・参加承諾書を配布し、十分に保護者の方へ説明の上、実施の可否を決定します。
- (2) 学校は感染防止対策を講じた旅行届を市教育委員会へ提出します。
- (3) 児童生徒及び同居人の方の健康観察を引き続きお願いします。感染者または濃厚接触者と特定された児童生徒の出席停止期間は保健所等の指示に従ってください。

3 延期、中止に伴う企画料金及び取消料の扱いについて

保護者の負担が発生した場合は、市で対応する方向で検討しています。決まり次第、学校を通してご連絡いたします。

松戸市教育委員会学務課 047(366)7457